「ＪＡリフォームローン」商品概要説明書

（令和８年4月１日現在）

商品名	ＪＡリフォームローン
ご利用いただける方	●当ＪＡの地区内に居住またはお勤めの方で、当ＪＡの組合員の方。 ※現在組合員でない方でも、当ＪＡ所定の出資金をお預けいただけますと、組合員となることができます。 ●お借入時の年齢が満 18 歳以上 66 歳未満であり、最終償還時の年齢が満 80 歳未満の方。 ●前年度税込年収が 150 万円以上ある方（自営業者の方は収入から必要経費を差し引いた「前年度税引前所得」とします）。 ●勤続年数が１年以上または営業年数が３年以上の方。 ●借入期間が 10 年を超える場合は、団体信用生命共済（保険）に加入できる方。 ●当ＪＡが指定する保証機関（愛媛県農業信用基金協会）の保証が受けられる方。 ●その他当ＪＡが定める条件を満たしている方。
資金使途	●ご本人またはご家族が居住するための既存住宅の増改築・改装・補修およびその他住宅に付帯する施設等の住宅関連設備資金、および空き家解体を目的とする資金。ただし、空き家解体資金の場合の対象物件は、当 JA が所在を確認できる範囲内とします。 （住宅関連設備の例）耐震改修工事、造園、外壁・屋根の塗装、システムキッチン、給排水設備　等 ●他金融機関または信販会社から借入中のリフォームローン借換資金 ※ただし、有担保ローンの借換は対象外とします。
借入金額	●10 万円以上 1,500 万円以内（1 万円単位）。 ・ただし、所要金額の範囲内とします。また、空き家解体資金の場合は、総借入金額のうち 500 万円以内とします。
借入期間	●1 年以上 20 年以内（1 ヶ月単位）。 ・ただし、空き家解体資金の場合は、借入期間は１年以上 10 年以内とします。
借入利率	●次のいずれかよりご選択いただけます。 【固定金利型】 当初のお借入利率を完済時まで適用いたします。 【変動金利型】 お借入時の利率は、３月１日および９月１日の基準金利（長期貸出最優遇金利（長期プライムレート）/当ＪＡが定める住宅ローン金利（住宅ローンプライムレート））により、年２回見直しを行い、４月１日および 10 月１日から適用利率を変更いたします。ただし、基準日（３月１日および９月１日）以降、次回基準日までに基準金利（長期貸出最優遇金利（長期プライムレート）/当ＪＡが定める住宅ローン金利（住宅ローンプライムレート））が年0.5%以上乖離した場合は１ヶ月後の応答日より適用利率を見直しさせていただきます。 お借入後の利率は、４月１日および 10 月１日の基準金利（長期貸出最優遇金利（長期プライムレート）/当ＪＡが定める住宅ローン金利（住宅ローンプライムレート））により、年２回見直しを行い、６月・12 月の約定返済日の翌日より適用利率を変更いたします。 ●利率は店頭に掲示します。詳しくは、当ＪＡのローン相談窓口へお問い合わせください。
返済方法	●元利均等返済（毎月の返済額（元金＋利息）が一定金額となる方法）とし、毎月返済方式、特定月増額返済方式（毎月返済方式に加え６ヶ月ごとの特定月に増額して返済する）のいずれかをご選択いただけます。 ●変動金利型の場合（長期貸出最優遇金利連動型で元利均等返済に限る）、お借入利率に変動があった場合でも、ご返済額の中の元金分と利息分の割合を調整し、10 月１日の基準日を５回経過するまでは、はご返済額を変更いたしません。５回目の 10 月１日の基準日には、ご返済額をお借入利率・残存元金・残存期間等に基づいて算出し直し、以降も基準日を５回経過するごとに同様の見直しを行います。変更後のご返済額は変更前のご返済額の 1.25 倍を上限といたしますが、当初のお借入期間が満了しても未返済残高

<table>
<tr><td></td><td>がある場合は、原則として期日に一括返済していただきます。</td></tr>
<tr><td>担保</td><td>●不要です。</td></tr>
<tr><td>保証人</td><td>●当ＪＡが指定する保証機関（愛媛県農業信用基金協会）の保証をご利用いただきますので、原則として保証人は不要です。</td></tr>
<tr><td>保証料</td><td>●一括前払い・分割後払いのいずれかよりご選択いただけます。
①一括前払い
ご融資時に一括して保証料をお支払いいただきます。
【お借入額 100 万円、借入利率 2.1%あたりの一括支払保証料例（概算金額）】
・保証料年0.6%、元利均等返済の場合
<table>
<tr><td>お借入期間</td><td>３年</td><td>５年</td><td>10 年</td><td>15 年</td><td>20 年</td></tr>
<tr><td>保証料（円）</td><td>9,200</td><td>15,400</td><td>31,100</td><td>47,400</td><td>64,200</td></tr>
</table>
②分割後払い
約定返済日の元利金返済にあわせ、保証料（保証料率：年 0.6%）をお支払いいただきます。</td></tr>
<tr><td>団体信用生命共済（保険）</td><td>●借入期間が 10 年を超える場合は、当ＪＡ所定の団体信用生命共済（保険）のいずれかにご加入いただきます。また、借入期間が 10 年以内の場合についても、ご希望によりご加入いただけます。
なお、共済（保険）掛金は当ＪＡが負担いたしますが、選択される団体信用生命共済（保険）の種類によりお借入利率は下記記載の加算利率分高くなります。
<table>
<tr><td>団体信用生命共済（保険）名</td><td>加算利率</td></tr>
<tr><td>団体信用生命共済（特約なし）</td><td>なし</td></tr>
<tr><td>長期継続入院特約付団体信用生命共済</td><td>年0.25%</td></tr>
<tr><td>三大疾病保障特約付団体信用生命共済</td><td>年0.10%</td></tr>
<tr><td>団体信用生命共済（連生）</td><td>年0.15%</td></tr>
<tr><td>三大疾病保障特約付団体信用生命共済（連生）</td><td>年0.25%</td></tr>
<tr><td>がん保障特約付団体信用生命保険</td><td>年0.05%</td></tr>
<tr><td>がん保障特約付団体信用生命保険（連生）</td><td>年0.20%</td></tr>
<tr><td>団体信用生命保険（ワイド）</td><td>年0.25%</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>９大疾病補償保険</td><td>●ご希望により上記の団体信用生命共済（特約なし）または長期継続入院特約付団体信用生命共済とあわせて「９大疾病補償保険」にご加入いただけます。ご利用にあたっては、お借入利率に以下の利率が加算されます。
加算利率：年0.30%</td></tr>
<tr><td>手数料</td><td>●不要です。</td></tr>
</table>

苦情処理措置および紛争解決措置の内容	●苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当ＪＡ本支店（所）または金融共済部（電話：0898−68−7800）にお申し出ください。当ＪＡでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、ＪＡバンク相談所（電話：03−6837−1359）でも、苦情等を受け付けております。 ●紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当ＪＡ金融共済部またはＪＡバンク相談所にお申し出ください。愛媛弁護士会（電話：089−941−6279）
その他	●お申込みに際しては、当ＪＡおよび当ＪＡが指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。 ●書面契約の場合、印紙税が別途必要となります。 ●現在のお借入利率やご返済額の試算については、当ＪＡのローン相談窓口までお問い合わせください。 ●連帯債務者どちらかの連生団体信用生命共済（保険）により本ローンが完済された場合、もう一方の債務者のローンが免除された部分が一時所得とみなされ、所得税の課税対象となる場合があります。詳しくは最寄りの税務署にお問い合わせください。

JAバンク えひめ
（愛媛県内ＪＡ／県信連）